

平成20年度 南丹市事業評価表 (平成19年度 実施事業)

事業CD. 8234 事業名: 通学対策事業
 細事業名: _____

政策体系上の位置付け (参考) 平成20年度～ 総合振興計画実施事業

政 策: 第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る
 基本施策: 2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる
 主な施策: (4) 通学支援

所管部署名
 部局名: 教育委員会
 課 名: 学校教育課

科目CD. 1100102 作成日 平成20年10月20日

事業分類: B:ソフト事業
 新規事業 時限事業 (平成 年度迄)

実施根拠 (法令、条例等)
南丹市義務教育学校通学費補助金交付要綱

事業運営方法 直営 一部委託 全部委託 補助等

委託先 民間 三セク NPO 学校 自治会・地縁団体
 その他 ()

事業概要

◆ 課題・目的 (どのような課題を解決するために実施した事業なのか)
 遠距離通学者の保護者に対する経費の負担軽減措置

◆ 活動内容 (具体的にどのような活動を行ったのか)
 遠距離通学のため、バス・JR電車等を利用する児童生徒の定期券代について、一定額を超えた分を補助する。

◆ 対象 (この事業を実施するにあたり、ターゲットとした者(物)は何か)
 遠距離通学者の保護者

◆ 結果 (この事業を実施したことにより、どのような効果または結果が得られたのか)
 遠距離通学者の保護者にかかる負担軽減及び通学路の安全確保が図れる。

指 標		単 位	18実績	19実績	20予算	21計画
活動 指 標	① 遠距離通学者					
	② 自転車通学者 (6 km以上)					
	③ 交付額			精 査 途 中		
	④					
	⑤					
対 象 指 標	① 京阪京都交通利用者					
	② JR電車利用者			精 査 途 中		
	③ 自転車利用者					
成 果 指 標	① 遠距離通学費の補助割合					
	②			精 査 途 中		
	③					

市民や議会等からの要望・意見 (要望や意見の内容とその内容を確認した手段は何か)
 保護者負担の更なる軽減を図っていただきたい。(議会議員)

近隣市町村や民間企業での同種事業の実施状況
 亀岡市でも公共交通機関で市立小中学校へ遠距離通学する小中学生のために通学定期券代の1部を補助している

決算(予算)額	(千円)	11,769	10,713	11,320	12,971	
財 源 内 訳	使用料・手数料等	(千円)	4,257	4,323	2,144	2,144
	国・府支出金	(千円)	0	0	0	0
	地方債	(千円)	0	0	0	0
	一般財源	(千円)	7,512	6,390	9,176	10,827
職員従事時間	(人)		0.12			
人件費 ※	(千円)		476			
トータルコスト ※	(千円)		11,189			

※人件費は、職員の給与・諸手当・共済などから、一定の基準に基づき算定したおおよその額です。
 ※人件費およびトータルコストは、あくまでも参考値です。

【公共性の評価】

- (1) 行政の守備範囲 (民間や市以外の機関等が実施すべき事業ではなかったか)
- 法令等により定められた事業 市が実施すべき事業 行政内部の事業
- 民間等での実施は見込めない 民間等での実施も可能

説明: 保護者負担を軽減するため

- (2) 事業選定の妥当性 (事業の目的や意図が政策や施策の目指す方向にあっているか)
- 施策等の実現に向けた事業 施策等の方向とマッチしていない

説明: 負担軽減のため必要

- (3) 対象の妥当性 (事業の本質から考えて的を得た対象を定めているか)
- 本質に沿った対象である 的を得た対象となっていない

説明: 保護者負担を軽減

【有効性の評価】

- (4) 課題解決への有効度 (目的の達成や、課題解決のために有効的な事業か)
- かなり有効的 当初の予想どおり 予想しても有効的でなかった

説明: 保護者負担の軽減を図っている

- (5) 施策実現に対する有効度 (総合計画の施策実現に対して有効的な事業か)
- かなり有効的 当初の予想どおり 想定よりも有効的でなかった

説明: 遠距離通学者のため必要

- (6) 成果向上の余地 (施策実現に向け更なる成果向上の余地はあるか)
- 大きい 小さい 無い

説明: 市の財政に鑑みて保護者負担の見直し

- (7) 類似事業との統合・再編・連携の余地 (他の類似事業と統合や連携ができないか)
- 統合や連携等の検討可能 統合や連携はできない 類似事業がない

説明: 遠距離通学者に限ったものであるため

新たに生じた課題・解決できなかった課題等

特になし

改革案 (いつ、どのような改革を、どのような手段で行うのか)

特になし

【緊急性の評価】

- (8) 課題解決への緊急度 (なぜ早期に実施しなければならなかったか)
- 法令等により期限がある 他事業よりも効果が大い 早期の取り組みが必要
- 他事業よりも優先度が高い 市民の生命・財産を守るため 緊急性は低い

説明: 遠距離通学者保護者負担の軽減

【効率性の評価】

- (9) コスト削減の余地 (事業内容、職員労力、仕事の進め方などから)
- 削減の余地あり 削減の余地なし

説明: もっと地域を知り、通学路等の把握が必要

- (10) 受益者負担の適正 (社会状況等から受益者の負担は適正か)
- 正当な受益者負担 見直す必要あり 負担を強いる事業ではない

説明: 通学保護者負担金を見直す

【協働性の評価】

- (11) 市民との協働による事業実施 (協働による実施を検討したか)
- 協働事業には不向き 協働では実施していない 協働で行ったが主体は行政
- 協働で行ったが住民主体は一部 市民等が主体となって実施

説明: 市が補助すべきものである

- (12) 協働事業としての推進の余地 (今後、協働による推進できる余地はないか)
- 余地あり 余地なし

説明: 市が補助すべきものである

所 属 長 総 括 評 価

スクールバスの走っていない遠距離通学者については、民間のバス及び電車を通学手段としているが、保護者負担の軽減及び通学路の安全確保は引き続き必要である。

※事務局使用欄

一次評価	継続 (現状維持)	格差是正措置として必要と考える。ただし、定期的な実費負担が生じない自転車通学者への支援は必要か。
二次評価	継続 (現状維持)	義務教育における遠距離通学者に対する負担軽減であり、必要